

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

相続税法

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年 8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕 -50点-

(1)

〔1〕 趣旨 (1点)

相続税の申告期限までに遺産の分割協議が調わなかった場合、「遺産の取得者が決まらな
いと相続税の計算ができない」とすると、恣意的に相続税の申告納付を遅延させることが可能と
なる。そこで、このような場合には、相続税法第55条によって、民法（寄与分を除く。）の規
定による相続分又は包括遺贈の割合に従って遺産を取得したものと仮定して相続税の計算を
して申告手続をすることとなる。

〔2〕 相続税の申告手続の概要

① 未分割遺産に対する課税 (4点)

相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は
更正若しくは決定をする場合において、その取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包
括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共
同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に
従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算する。

② 相続税の期限内申告 (4点)

相続又は遺贈（被相続人からの相続時精算課税に係る贈与を含む。）により財産を取得した
者及び相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得した全ての
者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算及び相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の
相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合において、
その者に係る相続税額（配偶者の税額軽減の規定の適用を受けないものとして計算した金額）
があるときは、その相続開始を知った日の翌日から10月以内（その者がその期間内に納税管理
人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所
を有しないこととなる日まで。）に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければな
らない。

(2)

[1] 概要 (7点)

遺産が未分割の場合は、以下のように民法の相続分により取得したものとして相続税の計算を行い、配偶者A、子B及び子Cは期限内申告書を提出している。

家屋 1 億円 + 敷地 3 億円 + 更地 2 億円 = 6 億円

配偶者A $6 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} = 3 \text{ 億円}$

子B $6 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}$

子C $6 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}$

その未分割遺産が分割され、以下のように財産を取得した。

配偶者A 5,000万円 + 1 億円 = 1 億5,000万円

子B (1 億円 - 5,000万円) + (3 億円 - 1 億円) = 2 億5,000万円

子C 2 億円

配偶者Aの課税価格は3 億円から1 億5,000万円となり、その事由を知った日の翌日から4 月以内に更正の請求をすることができる。

子Bの課税価格は1 億5,000万円から2 億5,000万円となり、修正申告書を提出することができる。

子Cの課税価格は1 億5,000万円から2 億円となり、修正申告書を提出することができる。

[2] 関連する条文

① 未分割遺産に対する課税 (3点)

(1) [2] ①の場合において、その後においてその財産の分割があり、その共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格が、その相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなった場合においては、その分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

② 更正の請求 (6 点)

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の事由によりその申告又は決定に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4 月以内に限り、納税地の所轄税務署長に更正の請求をすることができる。

(イ) (1) [2] ①の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

③ 修正申告 (4 点)

期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）

は、②(イ)の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

(3)

①について

[1] 概要 (3点)

配偶者Aが取得した敷地利用権については、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地等を、配偶者が取得しているため、特定居住用宅地等として特例対象宅地等に該当する。

子Bが取得した家屋の敷地については、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地等を同居親族が取得し、居住を継続していると考えられるため、特定居住用宅地等として特例対象宅地等に該当する。

子Cが取得した更地については、被相続人甲の事業及び居住のいずれの用にも供されていないため、特例対象宅地等に該当しない。

[2] 関連する条文

① 小規模宅地等の特例

(イ) 内容 (3点)

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、その相続開始の直前において、被相続人等の事業（準事業を含む。）の用又は居住の用に供されていた宅地等で建築物の敷地の用に供されているもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下「特例対象宅地等」という。）がある場合には、その相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択をしたもの（以下「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たすその選択特例対象宅地等（以下「小規模宅地等」という。）に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に次に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

① 特定事業用宅地等、特定居住用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等

$$\cdots \cdots \frac{20}{100}$$

② 貸付事業用宅地等である小規模宅地等

$$\cdots \cdots \frac{50}{100}$$

（注）被相続人等とは、被相続人又は被相続人の生計一親族をいう。以下同じ。

(ロ) 申告要件 (1点)

この規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

② 特定居住用宅地等 (3点)

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限る。）で、その被相続人の配偶者又は次の要件を満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除く。以下②において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

(イ) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存する被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人、その配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

②について

〔1〕概要（2点）

配偶者Aが取得した敷地利用権

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{1 \text{ 億円}}{2 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円}} = 100 \text{ m}^2$$

子Bが取得した家屋の敷地

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{2 \text{ 億円}}{2 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円}} = 200 \text{ m}^2$$

〔2〕関連する条文

① 小規模宅地等の特例との関係（適用地積の算定）（3点）

小規模宅地等の特例の規定の適用を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする特例対象宅地等が、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には、その特例対象宅地等の面積は次の算式により計算した面積であるものとみなして、小規模宅地等の特例の規定を適用する。

$$\text{その宅地等の面積} \times \frac{\text{その敷地の用に供される宅地等の価額又はその権利の価額}}{\text{その敷地の用に供される宅地等の価額} + \text{その権利の価額}}$$

② 限度面積要件（1点）

特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等……面積の合計が330㎡以下であること。

(4)

〔1〕概要（2点）

合意により消滅した配偶者居住権及びその敷地利用権に相当する金額が、配偶者Aから子Bに対する贈与とみなされ、その他の利益の享受として贈与税が課税される。

〔2〕関連する条文

その他の利益の享受（3点）

一定のみなし課税の規定に該当する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時に、その利益を受けた者が、その利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）をその利益を受けさせた者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

〔第二問〕 -50点-

問 1 (30点)

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地F	C	<u>44,274,750①</u>	(1) ① (イ) $200,000 \times 1.00 \times 158\text{m}^2 = 31,600,000$ (ロ) $200,000 \times 1.00 \times 320\text{m}^2 = 64,000,000$ (ハ) $\frac{(イ) + (ロ)}{478\text{m}^2} = 200,000\text{①}$ ② $200,000 \times \text{注1)} 1.00 = 200,000$ (注1) $\frac{478\text{m}^2}{32\text{m}} = 14.93\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 14.93\text{m} \rightarrow 1.00$ ③ ① = ② $\therefore 200,000$ (2) ① $100,000 \times 0.93 \times 638\text{m}^2 = 59,334,000$ ② $100,000 \times 1.00 \times 160\text{m}^2 = 16,000,000$ ③ $\frac{\text{①} - \text{②}}{478\text{m}^2} = 90,656$ (円未満切捨) ④ ③ $\times 0.03 \times \frac{10\text{m}}{20\text{m}} = 1,359$ (円未満切捨) (3) $\{ (1) + (2) \} \times \text{注2)} 0.92 = 185,250$ (円未満切捨) (注2) $\frac{640\text{m}^2 - 478\text{m}^2}{640\text{m}^2} = 25.31\% \quad \therefore 0.92\text{①}$ (4) ③ $\times 478\text{m}^2 = 88,549,500$ $88,549,500 \times \frac{1}{2} = 44,274,750$
家屋G	C	<u>17,065,000①</u>	$(30,000,000 + \text{注)} 4,130,000) \times 1.0 = 34,130,000$ (注) $(6,000,000 - 100,000) \times \frac{70}{100} = 4,130,000$ $34,130,000 \times \frac{1}{2} = 17,065,000$

(4点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位: 円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
畑H	C	<u>7,120,000①</u>	$(\text{注}) 100,000 - 11,000) \times 160\text{m}^2 = 14,240,000$ $(\text{注}) 100,000 \times 1.00 = 100,000$ $14,240,000 \times \frac{1}{2} = 7,120,000$
宅地I	乙	<u>68,737,800①</u>	$\{(200,000 \times 1.00) + (100,000 \times 1.00 \times 0.04)\} \times 360\text{m}^2$ $= 73,440,000$ $73,440,000 - 73,440,000 \times \frac{12\text{m}^2}{360\text{m}^2} \times 0.7 = \underline{71,726,400①}$ $71,726,400 - (\text{注}) 2,988,600 = 68,737,800$ $(\text{注}) 71,726,400 \times \frac{50\text{m}^2}{360\text{m}^2} \times 0.3 = 2,988,600$
構築物	乙	<u>2,940,000①</u>	$(5,900,000 - 1,700,000) \times \frac{70}{100} = 2,940,000$

(4点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位: 円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
J 社株式			<評価方式の判定> (1) 同族株主等の判定 32% ≥ 30%、かつ、他に50%超のグループなし。 $\therefore$ 同族株主 (2) 取得者の判定 B (B・乙) 32% ≥ 25% $\therefore$ 中心的な同族株主 $\cdots$ 原則的評価方式 ① <1株当たりの価額の計算> (1) 純資産価額 ① (150,750,000 - 24,250,000) - (100,850,000 - 24,250,000) = 49,900,000 ② ① × 37% = 18,463,000 ③ 150,750,000 - 24,250,000 - ② = 108,037,000 ④ $\frac{\text{③}}{100,000\text{株}} = 1,080\text{①}$ (円未満切捨) ⑤ ④ × $\frac{80}{100}$ (注1) = 864 (注1) 32% ≤ 50% $\therefore \frac{80}{100}$ 適用あり。 (2) (注2) $326 \times 0.50 + 864 \times (1 - 0.50) = 595$ (注2) 類似業種比準価額 ① (注3) $460 \times \left[\frac{\frac{0}{7.2} + \frac{32}{36}(0.88) + \frac{375}{300}}{3} \right] \times 0.5 = 163.3\text{①}$ (注3) (イ) 460 (ロ) 482 (ハ) 496 (ニ) 512 (ホ) 485 $\therefore 460$ ② ① × $\frac{100}{50}$ (注4) = 326 (円未満切捨) (注4) $\frac{10,000,000}{100,000\text{株}} = 100$ (3) (1) > (2) $\therefore 595$ 595 × 15,000株 = 8,925,000
	B	8,925,000①	

(4点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
預貯金	B D	13,360,000 10,000,000	
動産	C 乙	679,000 <u>700,000①</u>	1,000,000－ ^(注) 300,000＝700,000 (注)仏壇は相続税の非課税
その他の財産	乙	<u>21,150,000①</u>	
生命保険契約 (に関する権利)	E	<u>2,500,000①</u>	

(2) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程
①特例対象宅地等（対象資産及び減額割合）
C 宅地 F $\frac{44,274,750}{239\text{m}^2} \times 80\% \times 330\text{m}^2 = 48,906,000$ 順位① 乙 宅地 I $\frac{68,737,800}{360\text{m}^2} \times 50\% \times 200\text{m}^2 = 19,093,833$ 順位② 対象者・対象宅地・適用地積・減額割合・限度面積が合っていて①

(4点)

(2) 小規模宅地等の特例の計算 (続き)

(単位：円)

計 算 過 程		
②特例対象宅地等の減額計算 C 宅地 F $44,274,750 \times \frac{239\text{m}^2}{239\text{m}^2} \times (1 - \frac{20}{100}) = 35,419,800$ 乙 宅地 I $68,737,800 \times \frac{55.15\text{m}^2}{360\text{m}^2} = 10,530,538$ (円未満切捨) $10,530,538 \times (1 - \frac{50}{100}) = 5,265,269$ (注) $239\text{m}^2 \times \frac{200}{330} + 55.15\text{m}^2 \leq 200\text{m}^2$		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地 F	C	$\triangle 35,419,800$ ①
宅地 I	乙	$\triangle 5,265,269$ ①

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	乙	$\triangle 1,259,000$ ①	$1,262,000 - 3,000 = 1,259,000$ 準確定申告に係る延滞税、遺言執行費用は控除できない。
葬式費用	乙	$\triangle 2,466,000$	$10,000 + 1,956,000 + 500,000 = 2,466,000$ 初七日法要の費用、香典返戻費用は控除できない。 香典は贈与税の非課税
	B	$\triangle 35,000$	
	C	$\triangle 35,000$	
	D	$\triangle 30,000$ ①	

(4点)

(単位：円)

(5) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

(3点)

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
172,940 千円		$30,000 + 6,000 \times 4$ (法定相続人の数) = 54,000① 千円	118,940 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
乙	$\frac{1}{2}$	59,470 千円	10,841,000 円
B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	19,823	2,473,450
C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	29,735	3,960,250
D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	9,911	991,100
		①	
合計	4 人	1	(100円未満切捨て) 18,265,800円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	子B	養子C	孫D	孫E
算出税額		8,928,737	2,350,029	3,557,574	3,165,410	264,048
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額				633,082	52,809
	配偶者の 税額軽減額	△ 8,928,737				
	未成年者控除額				△500,000①	—
納付税額 (100円未満切捨て)		0	2,350,000①	3,557,500	3,298,400	316,800

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(4点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割 加算額	D E 対象者①	633,082 52,809	$3,165,410 \times \frac{20}{100} = 633,082$ $264,048 \times \frac{20}{100} = 52,809$
配偶者の税額軽減額	乙	△ 8,928,737	(1) 8,928,737 (2) $\frac{18,265,800 \times (\text{注}) 84,537,000}{172,940,000} = 8,928,737$ (注) ① $\frac{1}{172,940,000 \times 2} = 86,470,000$ $< 160,000,000 \quad \therefore 160,000,000$ ② 84,537,000 やり方① ③ ① > ② $\therefore 84,537,000$ (3) ① ≤ ② $\therefore 8,928,737$
未成年者控除額	D E	△500,000 —	100,000 × (18歳－13歳)＝500,000 <u>法定相続人でないため適用なし。①</u>

(3点)

問2 (20点)

(1) 贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)の計算 (単位: 円)

受 贈 者	贈 与 年 分	贈 与 税 の 課 税 価 格	計 算 過 程
A	平成19年分 令和5年分 令和6年分	0 <u>1,000,000①</u> <u>6,351,000①</u>	$35,000,000 - (\text{注}) 35,000,000 = 0$ (注) (1) $35,000,000 > \underline{10,000,000①} \therefore 10,000,000$ (2) $35,000,000 - 10,000,000 = 25,000,000$ $= 25,000,000 \therefore 25,000,000$ (3) $(1) + (2) = 35,000,000$ $50,000 \text{ドル} \times 149.02 = 7,451,000$ $7,451,000 - 1,100,000 = 6,351,000$
B	令和6年分 令和7年分	<u>0 ①</u> <u>25,514,286①</u> (※)	$(1) 30,000,000 - (\text{注1}) 5,000,000 - (\text{注2}) 785,714 - (\text{注3}) 24,214,286 = 0$ (注1) $30,000,000 > \underline{5,000,000①} \therefore 5,000,000$ (注2) $1,100,000 \times \frac{30,000,000 - 5,000,000}{30,000,000 - 5,000,000 + 10,000,000} = 785,714$ (円未満切捨) (注3) $30,000,000 - 5,000,000 - 785,714 = 24,214,286$ $< 25,000,000 \therefore 24,214,286$ $(2) 10,000,000 - (\text{注4}) 314,286 - (\text{注5}) 9,685,714 = 0$ (注4) $1,100,000 \times \frac{10,000,000}{30,000,000 - 5,000,000 + 10,000,000} = 314,286$ (円未満切上) (注5) $10,000,000 - 314,286 = 9,685,714$ $< 25,000,000 \therefore 9,685,714$ $(3) (1) + (2) = 0$ $25,000,000 \times 70\% + 10,000,000 \times 0.990 = \underline{27,400,000①}$ $27,400,000 - 1,100,000 - (\text{注}) 785,714 = 25,514,286$ (注) $27,400,000 - 1,100,000 = 26,300,000$ $> 25,000,000 - 24,214,286 = 785,714 \therefore 785,714$ ※【別解】25,514,285でも可とする。

(7点)

(1) 贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)の計算(続き)(単位:円)

受 贈 者	贈 与 年 分	贈 与 税 の 課 税 価 格	計 算 過 程
C	平成28年分	0	$10,000,000 - \text{①} 10,000,000 = 0$ (注) $10,000,000 \leq 15,000,000 \text{①} \therefore 10,000,000$
	令和5年分	<u>2,100,000①</u>	【平成29年分の取扱い】 令和元年7月1日より「受贈者が40歳に達したことによる終了事由」が新設されたが、Cが30歳に達する平成29年には「受贈者が40歳に達したことによる終了事由」が存在していない。Cが30歳に達する平成29年に契約が終了することになるが、残額に関する資料が与えられていないため、本問では解答不能となっている。 $\text{②} 2,820 \times 10,000 \text{株} = 28,200,000$ (注) $\frac{2,850 + 2,790}{2} = 2,820$ $28,200,000 - 25,000,000 = 3,200,000$ $3,200,000 - 1,100,000 = 2,100,000$
	令和6年分	<u>58,503,832①</u>	(1) $13,000,000 \times 1.0 = 13,000,000$ $13,000,000 \times \text{③} 1.5006 = 19,507,800$ (注1) $\frac{1}{\text{④} 2.501} = 0.399 < 0.6 \therefore 2.501 \times 0.6 = 1.5006$ (注2) $\text{⑤} \triangle 0.759 + \text{⑥} 0.101 + \text{⑦} 0.180 + \text{⑧} \triangle 0.241 + 3.220 = 2.501$ (注3) $23 \text{年} \times \triangle 0.033 = \triangle 0.759$ (注4) $\text{⑨} 0.424 \times 0.239 = 0.101$ (小数点以下3位未満切捨) (注5) $14 \text{階} \div 33 = 0.424$ (小数点以下3位未満切捨) (注6) $10 \text{階} \times 0.018 = 0.180$ (注7) $\text{⑩} 0.201 \times \triangle 1.195 = \triangle 0.241$ (小数点以下3位未満切上) (注8) $\frac{\text{⑪} 22.97 \text{m}^2}{114.40 \text{m}^2} = 0.201$ (小数点以下3位未満切上) (注9) $574.24 \text{m}^2 \times \frac{11,280}{282,000} = 22.97 \text{m}^2$ (小数点以下2位未満切上) (2) $668,000,000 \times \frac{11,280}{282,000} = 26,720,000 \text{①}$ $26,720,000 \times 1.5006 = 40,096,032$ (3) $(1) + (2) = 59,603,832$ $59,603,832 - 1,100,000 = 58,503,832$
	令和9年分	—(※)	(※平成29年において30歳に達しているため、契約は終了している。)
D	令和7年分	<u>900,000①</u>	$2,000,000 - 1,100,000 = 900,000$
	令和8年分	0	$7,000,000 - \text{①} 7,000,000 = 0$ (注) $7,000,000 \leq 10,000,000 \text{①} \therefore 7,000,000$
	令和9年分	—	贈与税の課税関係なし。

(6点)

(2) 相続税の課税価格に加算される財産の価額の計算

(単位：円)

受 贈 者	贈 与 年 分	加 算 さ れ る 財 産 の 価 額	計 算 過 程
A	平成19年分	<u>35,000,000</u> ①	
	令和5年分	1,000,000	
	令和6年分	6,351,000 ①	
B	令和6年分	<u>24,214,286</u> ① (※)	※【別解】24,214,285でも可とする。
	令和7年分	<u>26,300,000</u> ①	
C	令和5年分	—(※)	(※令和5年分の贈与税を計上していないこと) ①
	令和6年分	58,603,832	$59,603,832 - \underline{1,000,000} \textcircled{1} = 58,603,832$
	令和9年分	—(※)	(※平成29年において30歳に達しているため、契約は終了している。)
D	令和7年分	—	<u>管理残額以外の財産を相続又は遺贈により取得して いないため生前贈与加算の適用なし。</u> ①
	令和9年分	—	(結婚・子育て資金管理残額は、みなし財産として課税されるため、加算される贈与財産はない。)

(7点)

□合格ラインの読み口

理論については、事例問題 1 問の出題で小問が 4 つという構成でした。様々な論点が問われていたため、読み取りに時間を要するものでしたが、小問の(4)以外は比較的対応しやすいものであったと思われます。理論・計算を通した全体のボリュームが多かったため、取捨選択を適切に行い、小問の(4)を除いた(1)～(3)で、効率よく得点できたかどうかポイントとなります。

計算については、問 1、問 2 の 2 題形式での出題でした。問 1 は、宅地評価で難度の高い項目の出題がありましたが、総じて手を付けやすい問題でした。問 2 は解答できない設定も含まれており、難度が高く、ミスが生じやすい問題でした。時間を掛けても得点に結びつけることは難しかったのではないかと思います。したがって、問 1 に時間を割いて得点を稼ぎ、問 2 で部分点を拾うという対応が求められました。

以下、各問の合格ラインについて簡単に触れることにします。

〔第一問〕

小問(1)及び(2)では様々な設定に応じた申告手続、小問(3)では小規模宅地等の特例に関する内容、小問(4)では配偶者居住権が合意により消滅した場合の贈与税の課税上の取扱いが問われました。このうち、(4)については特殊ケースであるため、解答が難しいものでした。(4)の解答に時間を割かずに、(1)の概要（未分割遺産に対する課税及び相続税の期限内申告の規定部分）、(2)の更正の請求や修正申告の手続、(3)の各人が取得した宅地等が特例対象宅地等に該当するかどうかの判定及び小規模宅地等の特例の規定部分で点を拾うことが必要と思われます。

〔第二問〕

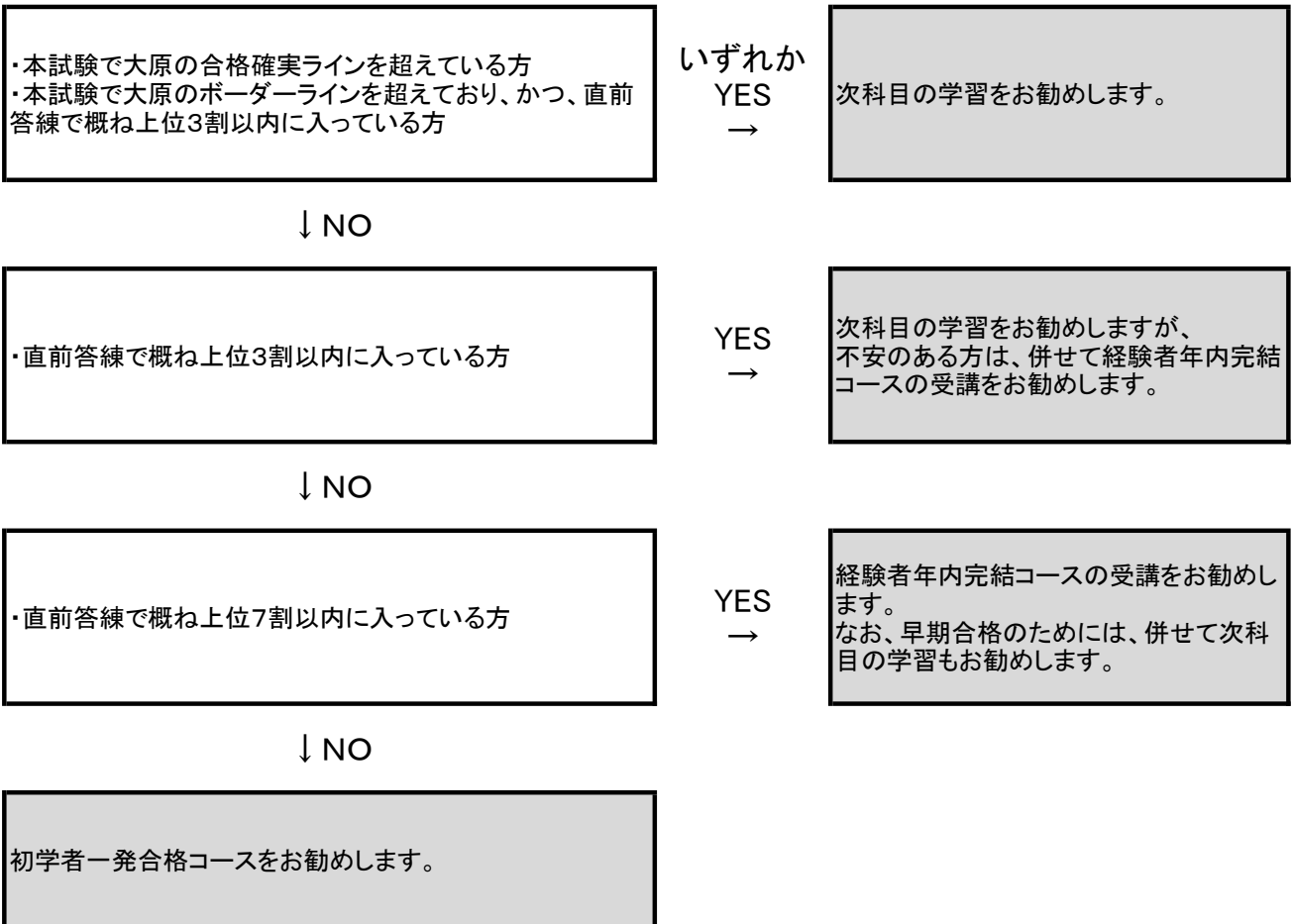
計算問題の問 1 は、財産評価を中心とした総合問題でした。個々の財産評価では、宅地に関して「旗竿状の宅地」「セットバックを必要とする宅地」「区分地上権の目的となっている宅地」が出題されており、そのうち宅地Ⅰ（セットバックを必要とする宅地及び区分地上権の目的となっている宅地の複合）については、小規模宅地等の特例の減額金額を含め正答しておきたいところです。また、取引相場のない株式（J 社株式）については、平易な内容であったため得点源としたいところです。その他、債務控除、みなし取得財産、税額控除では確実に得点することが求められます。

計算問題の問 2 は、取捨選択が難しいところですが、外貨普通預金、ゴルフクラブの会員権、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金の非課税限度額、上場株式 K など部分点を拾うことが必要と思われます。なお、(1)の贈与税の課税価格（基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額）については、問題文で指示が与えられていないため、千円未満切捨ての端数処理は行っておりません。

全体としてのボーダーラインは理論 31 点、計算 32 点、合計 63 点前後になると思われ、合格確実ラインは合計 73 点以上になると思われます。

【相続税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



相続税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

相続税法初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を確認することができ、重要基礎項目の一巡が可能となり、理論・計算ともに基礎力を確実に身に付けることができます。また、厳選した実力養成問題を解答いただくことにより、年明けより本試験に直結する応用項目の学習が可能になります。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

週1回の講義ペースで、講義と問題演習（講義：演習の比率は7：3）を実施するカリキュラムとなっています。計算項目は本試験での出題頻度が高い項目を講義で確認し、演習において基礎項目もご解答いただきます。

理論項目は毎講義2～3題の理論を確認し、翌講義で実施するミニテストにおいて個別問題から応用問題まで幅広くご解答いただき、知識の定着を図ります。また、確認テスト（1か月単位で実施する復習テスト）を4回実施することで9月から12月に実力を伸ばし、1月からの経験者完全合格コースで更なる上位を目指すためのコースとなります。

＜主な学習項目＞

計算：納税義務者、債務控除、不整形地の評価、借地権等の評価、小規模宅地等の特例、類似業種比準価額の計算、純資産価額の資産負債計算など

理論：納税義務者、みなし取得財産、非課税財産、小規模宅地等の特例、相続時精算課税、税額計算に関する規定、申告手続規定、延納・物納、農地等・非上場株式等の納税猶予及び免除など

＜配付教材＞

計算テキスト、財産評価テキスト、理論テキスト、計算問題集（年内完結） 1・2、確認テスト